

養父市文化会館(仮称)建設工事施工者公募に係る質問事項と回答について

平成30年10月12日

養父市市民生活部文化会館建設推進室

No.	資料名	該当頁	質問事項	回答
1	(共通)		契約書類の優先順位として、「施工者募集要領」より「質問回答書」が優先順位が高いものと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	施工者応募要領資料1	P-7	「(12)建築士法…懲戒の処分を受けていない者であること」とありますが、前科は含まないと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	施工者応募要領資料1	P-7	「(18)本プロポーザルに参加しようとする者の間に…」とありますが、参加者どおしの間でよろしいでしょうか。	よろしいです。
4	施工者募集要領様式8	P-8	提案書等に関する質問の受付は募集要領では11月11日正午までとありますが、様式8では1月7日正午までとあります。どちらが正しいでしょうか。	平成31年1月11日(金)正午までです。
5	施工者応募要領資料1	10ページ 2提出書類 (3)	「兵庫県内の営業所における建設業の写し」とは、建設業許可申請書類の受付印の有る1枚目及び建設業許可申請別紙二(2)でよろしいでしょうか。	建設業許可証の写しと営業所の専任技術者証明書の写しをご提出ください。
6	施工者応募要領資料1	P-11	(14)～(16)該当技術者は候補者複数名申請が可能でしょうか。ご指示願います。	可能です。
7	施工者応募要領資料1	11ページ 3参加表明 書類作成要 領(1)	「CD-R若しくはDVD-Rによる電子データを同梱」とありますが、データで記録する提出書類は、代表社員押印及びページ番号を付した書類のPDFでよろしいでしょうか。またPDFの場合、カラーや細密度の指定はございますでしょうか。	提出書類は代表者印を押印したものを含むすべての書類をPDFデータで提出してください。ページ番号は不要です。カラーや細密度の指定はありません。
8	施工者応募要領資料1	12ページ IV図面資料 配布	養父市文化会館(仮称)基本設計書(見積用)および設計要求水準書等の資料配布についていつ頃予定されていますでしょうか？早期の配布をよろしくお願い致します。	11月上旬を予定しています。

9	<p>施工者応募要領資料1</p>	<p>13ページ VI技術提案等の提出 1技術提案等提出書類一覧 1.1技術提案書 1.1.1技術協力に関する提案(2)</p>	<p>技術協力の実施体制について、A3判:2枚と記載がありますが、excelにて配布されました様式5-2の下端左側には「A3片面1枚」と記載があります。 要領を正とし、A3判:2枚と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>A3判:1枚としてください。</p>
10	<p>施工者応募要領資料1</p>	<p>16ページ 2.1.4技術提案(3)技術提案個票② 3)</p>	<p>「養父市が別途発注する関連工事との関係」と記載されております。工事の内容をご教示ください。</p>	<p>11月上旬に配付を予定している「基本設計図書(見積用)」および「設計要求水準書」にてご確認ください。</p>
11	<p>施工者応募要領資料1</p>	<p>20ページ 2.2.2工事費見積書等作成の留意事項(2)</p>	<p>「設計要求水準書及び設計図書に含まれている内容を承知した上で、設計図書に記載されていない場合でも、本工事を完成するために必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、工事費見積書及び工事費見積内容書並びに工事費見積内訳明細書に反映すること。」とあります。 本件は基本設計図書を基に概算金額を提出することから、基本設計図書に記載のない項目や基本設計図書から読み取れない項目については、施工者で金額を想定することは不可能と考えます。 発注者・実施設計者の想定と施工者の想定に違いがある場合、真摯に協議を行い、詳細を決定するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本設計図書に記載のない項目や基本設計図書から読み取れない項目について、想定した内容に相違がある場合は、誠意を持って協議を行うこととします。</p>
12	<p>施工者応募要領資料1</p>	<p>26ページ X I 契約に関する事項について 4三者協定の締結について(5)</p>	<p>「上記(1)から(4)の確認において、明細書等と本確認時点で想定される設計グレードに相違がある場合は、養父市及び実施設計者並びに施工者にて協議し、必要に応じて設計グレード又は明細書等の修正を行う。なお、「VII2.2.2工事費見積書等作成の留意事項」の(2)記載事項については修正の対象としません。」とあります。 本件は基本設計図書を基に概算金額を提出することから、基本設計図書に記載のない項目や基本設計図書から読み取れない項目については、施工者で金額を想定することは不可能と考えます。 発注者・実施設計者の設計グレードと施工者が積算した設計グレードに違いがある場合、真摯に協議を行い、詳細を決定するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本設計図書に記載のない項目や基本設計図書から読み取れない項目について、想定した内容に相違がある場合は、誠意を持って協議を行うこととします。</p>

13	施工者応募要領資料1	28ページ 5建設予定地の現地視察等(4)	「現地視察は平成30年10月17日(水)までとする。」とありますが、図面交付後、外構計画図等により、改めて敷地の確認する必要がある可能性が生じます。その場合改めて敷地の視察をさせて頂くことは、出来ますでしょうか。	図面交付後の現地視察は可能とします。図面交付後に「様式a」をご提出ください。
14	建設工事請負契約書(案)	第47条の2 第57条の2、3	第47条の2に「次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とあり、その適用範囲が、(2)の「…受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合」とあります。この第47条の2第1項(2)は、第57条第2項に記載の「仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が、入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合、仮契約を解除し、本契約を締結しない。」の場合にも該当するのでしょうか。	建設工事請負契約書(案)第47条の2に規定する違約金は、第57条第2項に記載する場合には該当しません。